

協定項目番号	21	字名・町名の取扱い
<p>釧路市は現行どおりとし、阿寒町・音別町は「釧路市」の後にそれぞれ「阿寒町」・「音別町」を、白糠町は「釧路市」の後に「白糠」を残すことを原則とする。ただし、旧町名の表記をあえて必要としないなど検討が必要な場合は、各自治体において別途調整するものとする。</p> <p>なお、「字」の表示は廃止する。</p>		